

時 期	応急段階
区 分	被害状況の把握と二次災害の防止
分 野	文化財等の被害状況把握
検 証 項 目	文化財等の被害状況調査

根拠法令・事務区分	災害対策基本法、激甚災害法、文化財保護法
執 行 主 体	国、県（自治事務）、市町（自治事務）、文化財所有者
財 源	国庫補助あり ・国指定文化財 1 / 2 以上、県指定文化財 1 / 3 (阪神・淡路大震災では国指定文化財で補助率を原則20%嵩上げ)
概 要	災害により多数の貴重な文化遺産が倒壊、損傷する恐れもあることから、発災後、速やかに文化遺産の被害状況を把握し、被災した文化遺産の保全等を図る必要がある。阪神・淡路大震災では、多くの歴史的建造物や史料等が被害を受けることになったが、指定文化財については国及び地方公共団体により、被害状況調査が実施された。しかし、未指定文化財については、指定文化財のような保護・支援がないことから撤去・散逸が懸念された。地域住民やボランティア等の有志の努力によって、そのような文化遺産の保全が図られたが、災害時における、未指定文化財も含む文化遺産の保全・復旧のあり方に課題を残した。 京都市においては、阪神・淡路大震災や、その後の同市における文化財火災の教訓を踏まえ、市内の社寺や文化財関係者、近隣住民が消防隊到着までの初期消火や文化財搬出に当たる「文化財市民レスキュー」制度を平成12年に創設した。

阪神・淡路大震災における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>文部省（当時）は、地震発生後、事務次官を本部長とする「兵庫県南部地震文部省非常災害対策本部」を設置し、文教関係の被害状況調査を実施した。[『我が国の文教施策（平成7年）』文部省,p459]</p> <p>地震発生直後の緊急措置が取られた後、文部省（当時）では、平成7年2月に「文部省阪神・淡路復興対策本部」を設置し、文教施設や文化財の復旧など被災地の復興対策に万全を期した。[『我が国の文教施策（平成7年）』文部省,p462-463]</p> <p>2月14日、文化庁（当時）は、「阪神・淡路大震災被災文化財等救援事業実施要項」を定めた。これは、兵庫県教育委員会に協力して、震災により損壊した県内の寺社・個人住宅及び博物館等に所在する貴重な文化財の廃棄・散逸を防止するために、所有者の要請に応じて応急措置及び博物館における一時保管を行う事業について定めたものである。[『阪神・淡路大震災復興誌（第1巻）』兵庫県・（財）21世紀ひようご創造協会,p161]</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p> <p>阪神・淡路大震災被災文化財等救援事業は、活動終了の4月27日までに計35件の救出依頼を受け、このうち16件を搬出・保管した。[『阪神・淡路大震災復興誌（第1巻）』兵庫県・（財）21世紀ひようご創造協会,p161]</p> <p>文部省（当時）調べによると、重要文化財等の被害件数は、173件に上った。[『我が国の文教施策（平成7年）』文部省,p458]</p>
県	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>1月19日、被災市町教育委員会に文化財の被害状況について問い合わせを行った。また、文化庁担当官（建造物課・美術工芸課・伝統文化課・記念物課）及び近畿2府3県の専門職員の協力を得て、市町の職員と共に、国・県指定文化財等（建造物・美術工芸品・有形民俗文化財・史跡名勝天然記念物・重要伝統的建造物群保存地区）について被害状況調査を実施した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p284]</p> <p>1月21日～22日、破損範囲の確定のため、加古川市や小野市など縁辺部から、文化財の被害情報を収集した。</p> <p>京都府に文化財の被害調査の応援を要請し、1月24日に打ち合わせを行った。以降、2月15日まで、</p>

	<p>現地視察、現地調査を実施した。 震災当時に県指定重要文化財であった山邑家住宅、山邑酒造株式会社酒蔵、旧辰馬喜十郎店・酒蔵については、生き埋め者の緊急救出等に伴い滅失したことから、文化財の指定を解除した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p284]</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 文化財の被害状況調査の結果、国指定文化財は指定物件546件のうち45件、県指定文化財は717件（指定解除3件を含む）のうち54件が被害を受けていたことが判明した。震災による被害を受けた文化財は、建造物に多かった。例えば、神戸市においては太山寺を始めとする中世からの社寺建築物群、酒どころとして世界に知られる「灘五郷」の酒蔵群、慶応3年の神戸開港とともに建設された「旧神戸居留地十五番館」、異人館の並び重要伝統的建造物群保存地区の「神戸市北野町山本通」、大正時代から昭和初期にかけての神戸・阪神間の近代住宅群などが被害を受けた。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p284]</p>
市町	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置 神戸市は、「彫刻の街こうべ」として、全国的に高い評価を得ていた。震災によって被害を受けた神戸市所有の彫刻物のうち、倒壊・損傷したものや、ビル等の崩壊・解体により損傷のおそれのあるものについては、移設保管した。</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 神戸市、震災による彫刻の被害状況及び移設保管状況は、以下のとおり。 ・設置数：358 ・異常なし：312（うち、ビル崩壊等により損傷の恐れがあるため移設したもの4） ・倒壊：22（うち、移設したもの18） ・損傷：24</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置 【地元NGO救援連絡会議文化情報部】 NGO文化情報部は、個人所有の写真やアルバムを身近な文化遺産と位置づけ、指定文化財以外の幅広い文化遺産の救出保全に取り組んだ。マスコミを通じて情報提供を呼びかけ、阪神間の避難所600箇所以上にチラシを掲示・配布するとともに、各地のボランティアグループと協力して身近な文化遺産の保全を訴えた。また、「文化遺産救援ニュース」を発行して関係団体に配布するなど、情報の収集・発信に努めた。[『阪神・淡路大震災復興誌（第1巻）』兵庫県・（財）21世紀ひょうご創造協会,p159-160]</p> <p>【日本建築学会】 ○神戸市が調査した「神戸の近代洋風建築」「景観形成重要建造物」等のリストにより歴史的、文化的建造物の被害調査を行なった。</p> <p>【阪神大震災歴史学会連絡会・歴史資料保全情報ネットワーク（略称：史料ネット）】 史料ネットは、2月4日に結成された。2月13日、史料ネットの情報窓口を尼崎市立地域研究史料館内に開設し、被災自治体担当部局及び各種救援団体、協力者、関係者への情報連絡を実施した。また、マスコミを通じて情報提供を呼びかけるとともに、ボランティア登録と募金を募った。[『阪神・淡路大震災復興誌（第1巻）』兵庫県・（財）21世紀ひょうご創造協会,p160] 平成7年5月以降、被災者の要請により、活動するだけでなく積極的に所在調査を実施することとした（通称パトロール調査という）。パトロール調査は、伊丹市、宝塚市、神戸市、明石市、川西市で実施した。各対象区域の自治体担当部と協議し、共同による調査も実施した。[『阪神・淡路大震災復興誌（第1巻）』兵庫県・（財）21世紀ひょうご創造協会,p160]</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 【地元NGO救援連絡会議文化情報部】 NGOへの救出・保全に関する問い合わせは、4月11日までに計31件あり、そのうち13件の調査を実施した。[『阪神・淡路大震災復興誌（第1巻）』兵庫県・（財）21世紀ひょうご創造協会,p160]</p> <p>【阪神大震災歴史学会連絡会・歴史資料保全情報ネットワーク（史料ネット）】</p>

	<p>募集したボランティアと募金を活用し、他団体が調査を実施する際に、情報・資材・人員の相互提供を行った。[『阪神・淡路大震災復興誌(第1巻)』兵庫県・(財)21世紀ひょうご創造協会,p160]パトロール調査の結果、所蔵者からの要請にもとづく調査よりも、多くの被災資料・文化財が潜在的に存在していたことが明らかとなった。一方で、調査以前に家財とともに処分された史料が少なくないことも判明した。[『阪神・淡路大震災復興誌(第1巻)』兵庫県・(財)21世紀ひょうご創造協会,p160]</p>
<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み内容とその結果</p>	
国	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針(平成8年1月)[『文化財建造物等の地震時における安全性の確保について(通知)』(庁保建第41号)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災による文化財建造物等の被害の実情に鑑み、文化庁文化財保護部では、学識経験者から成る「文化財建造物等の耐震性能の向上に関する調査研究協力者会議」を組織するとともに、対策を検討し、その結果を踏まえ、「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」を作成、全国の都道府県教育委員会に通知した(平成8年1月17日通知)。「ID138文化財等」を参照 <p>内閣府においては、平成15年6月に災害から文化遺産と地域をまもる検討委員会を設置し、災害から文化遺産と地域を守るためのあり方についての検討を行っているところである。[内閣府防災情報のページ(http://www.bousai.go.jp/)]</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
県	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 兵庫県文化財保護審議会は、平成12年10月20日に「次世代への継承と新しい文化の創造のために21世紀における兵庫県の文化財行政について」「循環型社会における歴史文化遺産の活用方策について」(兵庫県文化財保護審議会建議)を取りまとめた。[兵庫県教育委員会ホームページ(http://www.hyogo-c.ed.jp/~shabun-bo/gyouseisi_tuhp/kengi/kengiyousi.htm)]</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例(平成9年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市は、阪神・淡路大震災の教訓や文化財保護法の改正など時代の変化に対応した文化財保護施策の必要性とともに神戸市独自で特色のある神戸らしい文化財を保護するため、平成9年3月に「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」を制定した。[『平成15年度「復興の総括・検証」報告書』神戸市,p103] <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果 神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例に基づき、182件の文化財の指定等がなされている。[『平成15年度「復興の総括・検証」報告書』神戸市,p103]</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 京都市文化財市民レスキュー(平成12年) [京都市消防局ホームページ(http://www.city.kyoto.jp/shobo/bunkashimin/bunkamain.html)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市消防局は市内の社寺や文化財関係者、近隣住民に文化財を守るレスキュー体制の設立を呼びかけ、市消防局の呼びかけに応じて、左京区花背の大非山峰定寺と門前事業所、花背学区自主防災会は、「文化財市民レスキュー」を発足させた。 ・文化財市民レスキューは、防火活動に協力すると共に、火災発生時には消防隊到着までの初期消火や文化財搬出に当たる。 ・また、文化財市民レスキューの整備に先立ち、「文化財保護の基本は火災対策」として、全国で唯一、消防局予防部に「文化財係」を設置した。 <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果 京都市文化財市民レスキュー [京都市消防局ホームページ(http://www.city.kyoto.jp/shobo/bunkashimin/bunkamain.html)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年2月までに、200近い文化財市民レスキューが結成されている。

<p>これまでの各方面からの指摘事項</p>
<p>NGO文化情報部は、被災者の立場に立った生活復興支援としての身近な文化遺産の救出と保全、地元ボランティア主体の活動と他分野の各種ボランティアとの連携の重視などを、基本的立場とした。先発したNGOの活動と、その基調となる上記のような視点は、これに続く歴史資料保全情報ネットワークや文化財等救援委員会の活動にも大きな影響を与えた。(「阪神・淡路大震災復興誌(第1巻)」兵庫県・(財)21世紀ひょうご創造協会)</p> <p>解体途中のビル内での非常に危険な作業であり、しかもその状況を事前につかんでいなかったことから、事前の下見の実施と安全確認、行動基準や作業マニュアルの作成、活動ごとの計画書と報告書の作成などを申し合わせた。さらに、一般ボランティア保険に加えて、余震による事故などにも有効な天災危険保障の保険にも加入することとした。(「阪神・淡路大震災復興誌(第1巻)」兵庫県・(財)21世紀ひょうご創造協会)</p> <p>歴史や資料に対する意識について、歴史研究者や史料・文化財関係者と市民の間にあきらかなギャップがあることが浮かび上がってきた。(中略)ギャップを埋め、身近な史料や文化財が、普遍的な価値を持った歴史・文化遺産であることを、日常的なネットワークのなかで共通認識としていくことの必要性が、新たな課題として浮かび上がってきた。(「阪神・淡路大震災復興誌(第1巻)」兵庫県・(財)21世紀ひょうご創造協会)</p> <p>京都や奈良のお寺や神社はどこも通常火災への対応で精一杯だ。例えば京都で最古の千本釈迦堂(国宝)。最近、巨費を投じ水砲銃など防災設備を一新、貯水槽も200トンに拡充したが、「負担が重く、自力防災の限界を感じた」とお寺の住職さん。土岐教授らが構想する地域ぐるみの地震対応(貯水能力1万トン)となると、手が届かない。「境内から出た火災被害への助成対応が中心。大規模災害は想定外」。文化庁の見解も腰が引ける。それに、いざ地震災害が発生すれば、人命救助が最優先される。京都市は、200近い文化財市民レスキュー隊をつくったが、「それも救援は隊員の市民に余裕があればこそ」と市消防局幹部は言い切る。だからこそ、防災の新しい発想や仕組みが必要だと、小松さんらは文化財防災の重要性を説く。最大のポイントは河川や地下水など自然資源の活用だ。地震によるライフラインのマヒは現代技術の限界を示す。こうした反省に立ち、京都をフィールドワークして新しい防災モデルづくりを目指す文化財防災研究の意義は大きい。便利社会に押され、都心の河川に覆いをして暗渠(あんきょ)にした愚策は無数にある。利用されない地下水も例外ではない。研究プロジェクトはこうした近代都市政策を見直し、都市に水辺空間を取り戻す新たな論拠と市民の防災意識を育むモチベーションになる。(『KIPPO NEWS(Vol.10 No.461)』 http://www.kippo.or.jp/index_j.asp)</p>
<p>課題の整理</p>
<p>指定文化財等の被害状況調査要員の確保及び調査体制の整備(市民やボランティアとの連携など) 未指定文化財の調査・保全体制に関する検討 文化財に対する住民意識の醸成</p>
<p>今後の考え方など</p>
<p>有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定しその保護を図っているが、国民の貴重な財産である文化財建造物を幅広く後世に引き継いでいくために、平成8年に文化財保護法を改正し、届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じて所有者の自主的な保護を期待する文化財登録制度を導入し、文化財保護制度の充実を図っている。(文部科学省)</p> <p>また、文化財建造物の活用を通じた住民意識の醸成に関する取り組みとしては、「重要文化財(建造物)の活用に対する基本的な考え方(報告)」を取りまとめ、その普及を図っている。(文部科学省)</p> <p>○関連部署が連携し、未指定文化財の調査、所在確認を行っていくように努めるとともに、文化財等の保全のための寄託制度の活用をはかっていく。(神戸市)</p> <p>○市職員は、被災者救援等で文化財の被害状況把握にはあたれない状況が予測されるので、他の自治体職員、研究者、ボランティア等の連携が図れるよう、支援体制の確立に努めていく。(神戸市)</p> <p>他の自治体等との連携が図れるよう、検討していく。(尼崎市)</p>